

新しい生活への第一歩
引っ越しの手続きは確実に！



住所変更の手続きは最寄りの地域センターへ！

あじさいコール
 (☎ 822-8888)

- 届出人** 本人か同じ世帯のかた。代理人の場合は、委任状が必要です。**※本人確認書類を持参。**
- 受付時間** 平日の午前8時45分～午後5時30分 ※池島事務所は午前8時～午後4時45分
- 届出窓口** 地域センター、事務所、地区事務所（地区事務所は、申請や届け出の内容により、一部取り扱いできない場合があります。詳しくはお尋ねを。）

※外国籍のかたが住所変更する場合は、住所変更するかた全員の在留カードが必要です。
 ※大学入学などで自宅を離れる場合は、必ず住民異動の届け出をしてください。

内容	届け出に必要なもの
転入 (市外からの異動) 引っ越し日から14日以内に手続きを。	<input type="checkbox"/> 転出証明書、マイナンバーカード、住民基本台帳カード ※前住所地の市区町村で転出の届け出が必要 <input type="checkbox"/> 下記で所有しているもの全て(手続きの時点で有効なものに限る) マイナンバーカード／住民基本台帳カード／年金手帳／後期高齢者医療負担区分等証明書(県外からの転入者)／介護保険受給資格証明書／被爆者健康手帳・手当証書／障害者手帳／母子健康手帳(妊婦・1歳未満の子)
転居 (市内間の異動) 引っ越し日から14日以内に手続きを。	<input type="checkbox"/> 下記で所有しているもの全て(手続きの時点で有効なものに限る) マイナンバーカード／住民基本台帳カード／国民健康保険被保険者証／後期高齢者医療被保険者証／介護保険被保険者証／被爆者健康手帳・手当証書／障害者手帳
転出 (市外への異動) 手続きは引っ越し予定日の1カ月前から。	<input type="checkbox"/> 下記で所有しているもの全て(手続きの時点で有効なものに限る) マイナンバーカード／住民基本台帳カード／印鑑登録証／国民健康保険被保険者証／後期高齢者医療被保険者証／介護保険被保険者証／子ども・ひとり親家庭・寡婦福祉医療受給者証

郵送での
 手続きが
 便利です！



引っ越し時のごみ。どうしたらいいの？

廃棄物対策課
 (☎ 829-1159)

【ごみステーションに出す場合】

一度に出せるごみは、1種類につき3袋までです。

【粗大ごみを出す場合】 (有料。1回の収集で2個まで。)

市ホームページ「粗大ごみの出し方」などに記載の業者に収集を依頼するか、下記【多量のごみを出す場合】の方法で処理してください。

【多量のごみを出す場合】 (有料。①②のいずれかの方法で処理してください。)

- ①処理場に搬入… 地域センターか廃棄物対策課(市役所別館4階)で「搬入券」を受領後に搬入。
- ②専門業者に依頼… 一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者に直接依頼。

【市では収集できないごみ】

長さ2m以上、重さ60kg以上、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、産業廃棄物、リチウムイオン電池等の小型充電式電池、消火器など

※詳しくは、市ホームページや地域センターにあるごみの分別チラシをご覧ください。

〈 告 告 〉



新型コロナウイルス感染症対策にご協力を!

- **手続きは、市役所本館（中央地域センター）以外でもできます**
引越しの手続きは、最寄りの地域センターへお越しください。
- **混み合う期日、時間帯を避ける**
月初めや休みの翌日（月曜日）など、平日の午前 11 時～午後 3 時が大変混み合います。比較的混み合わない時間帯（午前 8 時 45 分～10 時）にご利用ください。
- **事前に必要書類を再度確認する**
特に代理人による手続きの場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
- **必要な手続きだけを行う**
住所変更と同時に住民票交付や印鑑登録を行う場合、手続きに数時間かかる場合があります。すぐに行う必要がない場合や住所変更以外の手続きは、引越しシーズンが終わってから行うことも時間短縮の一つの方法です。

上下水道の使用開始・廃止の手続きは?

引越しの**3日前まで**に、上下水道局料金サービス課 料金受付センター（市役所別館 2 階）へ届け出をしてください。電話や窓口での受け付けは、平日：午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分です。また、上下水道局のホームページで、「使用開始・廃止」の申し込みが 24 時間可能です。

上下水道局料金サービス課 料金受付センター（☎ 829-1207）



臨時開庁のお知らせ

他の市町村などに照会が必要な手続きなど、一部お取り扱いができません。事前にお問い合わせを。

開庁日時：3/28（日）、4/4（日）の午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

※西浦上地域センターは午前 9 時 30 分～午後 6 時。※上下水道局窓口は、3月 21 日（日）も開庁。

臨時開庁日に届け出ができるもの	場所	問い合わせ
住民異動届／戸籍届／印鑑登録／マイナンバーカードの申請・交付／ 国民健康保険・国民年金の加入・喪失届／ 就学通知書の交付（新小学 1 年生・新中学 1 年生）	中央地域センター（本館 1 階） 西浦上地域センター 東長崎地域センター 三和地域センター 琴海地域センター	あじさいコール ☎ 822-8888 （午前 8 時 ～午後 8 時） 年中無休
戸籍・住民票・印鑑登録に関する各種証明書の交付／ 市税に係る証明書の交付（営業証明書、未申告の所得・課税証明書、未申告の課税証明書、固定資産税に関する証明書を除く）		
遠隔地の国民健康保険証の発行		
児童手当、児童扶養手当、子ども・ひとり親家庭・寡婦福祉医療の手続き	学校教育課（本館 4 階）	☎ 829-1196
市税などの納付		
小・中学校の転入学手続き	料金サービス課 料金受付センター （別館 2 階）	☎ 829-1207
上下水道の使用（開始・廃止）の手続き （電話でも手続きできます。料金の支払いはできません。）		

〈 広告 〉